

2020 Laser All Japan Championships

20th -23rd Nov. 2020 Tsu, Mie

SAILING INSTRUCTIONS

1. 規則

- 1.1. 本大会には「セーリング競技規則 2017-2020」（以下、「規則」）に定義された「規則」、日本セーリング連盟規程、レーザー・クラス・ルール、レース公示（以下、「NOR」）、この SAILING INSTRUCTIONS（以下、「SI」）を適用する。
- 1.2. SI と他の適用規則が矛盾した場合、SI を優先する。
- 1.3. 本大会の全ての規則を決定するのは次の通りとする。
 - 1.3.1. **[DP]**は、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。
 - 1.3.2. **[SP]**は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。
 - 1.3.3. **[NP]**は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a) を変更している。
- 1.4. 付則 P、付則 T を適用する。
- 1.5. 規則 87 に基づき、レーザー・クラス・ルール 7(a)を以下のように制限する。
「レース中は登録された 1 名のみ乗艇できる。」

2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会公式ホームページ上

(http://sail.jpn.com/modules/docs/index.php?content_id=186)

に設置された公式掲示板に掲示される。

なお、津ヨットハーバー 3 階にも補助的な位置づけとして競技者への通告を掲示するが、大会公式ホームページ上の公式掲示板における掲示物と順序や内容、掲示時刻が異なった場合には、大会公式ホームページ上の公式掲示板が正式なものとなる。

3. SI およびレース日程の変更

SI の変更は、それが発効する当日の当該クラス予告信号予定時刻の 60 分前までに掲示される。ただしレース日程の変更はそれが発効する前日の 19 時までには掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4.1. 陸上で発する信号は、津ヨットハーバーに設置された掲揚ポールに掲揚する。
- 4.2. **[DP]** **[NP]**音響信号 1 声と共に掲揚される D 旗は、「予告信号は、D 旗掲揚後 30 分以降に発する。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。
- 4.3. SI 6.1 に示された個別のレースに対して、「AP 旗」は、掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに「D 旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間の定めなく延期されている。

5. レース方式

- 5.1. レーザースタンダードクラス及びレーザー 4.7 クラスは、単一フリートにてレースを実施する。
- 5.2. レーザーラジアルクラスはフリート分けを行い、予選シリーズと決勝シリーズを実施する。
- 5.3. 予選シリーズ
 - 5.3.1. 艇は、できるだけ同数となるように、ブルー・フリートとレッド・フリートに分けられる。参加艇数が奇数の場合、ブルー・フリートを 1 艇多くする様に分けられる。
 - 5.3.2. 予選シリーズの初日のフリート分けはレース委員会により決められ、11 月 20 日の 18:00 までに掲示される。
 - 5.3.3. 予選シリーズの間、毎日のレース終了後、翌日のフリート分けがなされる。両フリートが同じ数のレースを完了した場合、艇はその時点での総合得点に基づいてフリート分けがなされる。両フリートが同じ数のレースを完了しなかった場合は、フリート分けはなされない。
 - 5.3.4. フリート分けは以下のように行う。
順位 フリート分け
1 位 ブルー
2 位 レッド
3 位 レッド
4 位 ブルー
5 位 ブルー

- 6位 レッド
- 7位 レッド
- 8位 ブルー
- 9位 ブルー

以下同様とする。

- 5.3.5. フリート分けは、抗議や救済要求の結論が出ていなくても、その日の19:00の時点の総合得点に基づいてなされる。
- 5.3.6. 予選シリーズの最後の時点で、ある艇が他の艇よりも多くレースを完了していたら最後のレースの得点を除外することで、すべての艇に対して同数のレースが完了したようにする。
- 5.3.7. 予選シリーズは最大5レースを予定しており、かつ最少4レースとする。
- 5.3.8. 予選シリーズが成立するためには、それぞれのフリートにて4レースを完了させることが要求される。もし11月22日までに4レースが完了できなかった場合、最終日(11/23)も予選レースを実施し、予選成績で総合順位を決定する。この場合、決勝シリーズは行われない。

5.4. 決勝シリーズ

- 5.4.1. 決勝シリーズでは、予選シリーズの総合順位を基にゴールド・フリート(予選シリーズの成績上位半数)とシルバー・フリート(下位半数)に分け、レースが行われる。参加艇数が奇数の場合ゴールド・フリートを1多くするように分けられる。
- 5.4.2. ゴールド・フリートは青色バンド、シルバー・フリートは赤色バンドとする。
- 5.4.3. 決勝シリーズへのフリート分けが決まった後は、いかなる予選シリーズ順位の再計算もフリート分けに影響を与えない。ただし、その後に救済の要求が認められた場合(結果、上位半数に入った場合)は、その艇はゴールド・フリートへ移行できる。
- 5.4.4. 決勝シリーズは最大2レースを予定している。
- 5.4.5. 予選シリーズの各艇の得点は、決勝シリーズに繰り込まれる。

5.5. [DP][NP]フリートの識別

- 5.5.1. SI 5.2によりフリートが分割されているレーザージャグクラスの艇は、レース中、レース委員会により供給されたフリートの識別バンドを、ボトムマストのバング・タンクとグース・ネックとの間に、色の識別ができるよう取り付けなくてはならない。
- 5.5.2. フリートの識別バンドは、出艇申告受付時にレース委員会により配布される。帰着申告時に返却しなければならない。ただし、一時的に陸上待機となる場合はこの限りではない。

6. 日程

6.1. レース日程

	Date	Event	Time
Day0	11月20日 (金)	大会受付 計測	13:00-17:00 13:10-17:00
Day1	11月21日 (土)	大会受付・計測 開会式・ブリーフィング その日最初のレース予告信号 2レースを予定	08:30-10:00 10:30 12:25
Day2	11月22日 (日)	ブリーフィング その日最初のレース予告信号 3レースを予定	08:30 09:55
Day3	11月23日 (月)	ブリーフィング その日最初のレース予告信号 2レースを予定 閉会式	08:30 09:55 16:30

- 6.2. 本レガッタは各クラス7レースとする。
- 6.3. 1日につき1レースのみ、翌日に予定されたレースを前倒しもしくは前日までに消化できなかったレースを実施することがある。
- 6.4. 1つのレースまたは一連のレースがまもなく始まることの注意を喚起するために、予告信号が掲揚される最低5分以前に音響信号1声とともにオレンジ旗を掲揚する。
- 6.5. 天候その他の事情により日程はレース委員会の裁量で変更することがある。
- 6.6. 最終日は、それぞれのレースエリアにおいて、最初にレースするクラス/フリートに対して13時30分より後に予告信号は発せられない。

7. クラス旗

7.1. レーザースタンダードクラス及びレーザー4.7クラス

種 目	クラス旗
レーザースタンダードクラス	白色地のレーザークラス旗
レーザー4.7クラス	黄色地のレーザークラス旗

7.2. 予選・決勝シリーズを行うレーザーラジアルクラス

種 目	クラス旗
ブルー及びゴールド	無地の青旗
レッド及びシルバー	無地の赤旗

8. レース・エリア

- 8.1. レース・エリアのおおよその位置は、添付図1に示す通りである。
- 8.2. 添付図1どおりのレースエリアにならなくても艇からの救済要求の根拠とはならない。これは、規則62.1(a)を変更している。
- 8.3. レースエリアはA、Bの2海面を設定する。
- 8.4. 各フリートがレースを行う海面は、当日の最初のレース予告信号の70分前までに公式掲示板に掲示する。

9. コース

- 9.1. 添付図2のコース図は、各レグ間の角度、通過するマークの順序及びそれぞれのマークを通過する側を含むコースを示す。
- 9.2. 各クラスの予告信号以前に、レース委員会の信号艇に帆走するコースを表示する。
- 9.3. 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。
- 9.4. 添付図2コース図において、LAR2/LR2では3レグ以上帆走したマークでフィニッシュすることでコース短縮することがある。ただし、マーク1とマーク1a(オフセットマーク)間は1レグとしてカウントしない。

10. マーク

マークは次の通りとする。

【海面：A コース：LAR2/LR2】

Mark 1	Marks 4s,4p	Offset Mark (1a)	New Mark	Mark 1b	Mark 1 b New Mark
黄色の円柱ブイ(大)	黄色の円柱ブイ(大)若しくは(細)	オレンジ色の円柱ブイ(中)	オレンジ色地に黄色の横縞模様円柱ブイ(中)	オレンジ色の三角錐ブイ	緑色地に赤色の横縞模様の円柱ブイ(中)

Starting Line Mark	Finishing Line Mark
レース委員会艇	レース委員会艇 オレンジ色の円柱ブイ(細)

【海面：B コース：LAR2】

Mark 1	Marks 4s,4p	Offset Mark (1a)	New Mark	Starting Line Mark	Finishing Line Mark
緑色の円柱ブイ(大)	緑色の円柱ブイ(細)若しくは(大)	オレンジ色の円柱ブイ(中)	オレンジ色地に緑色の横縞模様円柱ブイ(中)	レース委員会艇	レース委員会艇 オレンジ色の円柱ブイ(細)

11. スタート

- 11.1. スタート・ラインは、スターボードの端となるレース委員会艇の『オレンジ色旗』を掲げたポールと、ポートの端となるレース委員会艇の『オレンジ色旗』を掲げたポールの間とする。

- 11.2. [DP] [NP]他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・ラインから概ね 100m以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。
- 11.3. スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは規則 A4 と A5 を変更している。
- 11.4. 規則 30.4 (黒色旗規則) に以下を変更、および追加して適用する。
- (a) セール番号は少なくとも 3 分間掲示する。セール番号を最初に掲示する時に長音が発せられる。セール番号が掲示された艇は、新しい準備信号までに SI 11.4(b)に定義されるレース・エリアを離れなければならない。それに従わない場合、その艇は審問なしに DNE と記録される。
- (b) スタート信号前のレース・エリアは、スタート・ラインから 100m の範囲とする。スタート信号後のレース・エリアは、いずれかのフリートがレースを行っている間は、艇が通常帆走すると考えられる地点の外側 100m の範囲とする。
- (c) レース委員会は艇に規則 62.1(a)に基づいて救済が与えられると判断した場合、規則 30.4 違反艇のセール番号を掲示せず失格にしないことがある。これは規則 30.4、60.2 および 63.1 を変更している。

12. コースの次のレグの変更

レース委員会は、(a)新しい変更用マークを設置するか、(b)フィニッシュ・ラインを移動するか、もしくは (c)風下マーク(4s/4p)を移動することによってコースの次のレグの変更を行う。新しい変更用マークを設置した場合、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

13. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインはレース委員会艇の青色旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・マークのコース側の間である。

14. 規則 42 違反におけるペナルティ・システム

- 14.1. 付則 P を適用する。ただし以下の変更を伴う。
- 14.1.1. 艇がフィニッシュラインを横切った後に最初のペナルティが課される場合、その艇に DNF の 10%(小数点 0.5 切り上げ)の得点ペナルティを付与する。ただし、そのレースの得点が DSQ(失格)よりも悪くなることはない。
- 14.1.2. 規則 P3 を次に置き換える。「艇が規則 P1.2 に基づき最初のペナルティを課された際に、そのレースが再スタートもしくは再レースとなった場合には、ペナルティは取り消される。ただし、そのペナルティは、レガッタ中にペナルティを課された回数を決めるためには数えられる。これは規則 36 を変更している。」
- 14.1.3. 規則 P4 を次に置き換える。「規則 P1.2 に基づく処置に対しては、艇による救済要求の根拠にはならない。ただし、プロテスト委員会は、プロテスト委員会またはプロテスト委員会により任命されたオブザーバーによる規則 P1.2 に基づく処置について、救済のための審問を招集し、艇に救済を付与する可能性がある。これは規則 60.1(b)を変更している。」
- 14.2. 2 回目(もしくはそれ以降)の規則 42 違反によってリタイアもしくは DSQ(失格)となった艇は、レースが再スタートもしくは再レースとなった場合でもそのレースには参加できない。これは、そのレースが翌日に延期となった場合、または予選シリーズの代わりに決勝シリーズに置き換わった場合においても同様である。もしその艇が該当するレースに参加した場合、艇は審問なしに失格とされなければならない、その得点は除外できない。また、プロテスト委員会は規則 69.1(a)に基づく審問を招集することを考慮しなければならない。

上記内容を以下表に記載する

ペナルティ回数	艇による即時のペナルティ履行	ゼネラル・リコール後 もしくは延期 もしくは中止	艇が何もしなかった場合	ゼネラル・リコール後 もしくは延期 もしくは中止
1 回目	2 回転/10% (SI 14.1.1)	再スタート可	DSQ	再スタート可
2 回目	リタイア(RET)	再スタート不可	DNE	再スタート不可
3 回目 以降	リタイア(DNE)	再スタート不可	DNE (全レース)	再スタート不可

15. タイム・リミット

- 15.1. タイム・リミットとターゲット・タイムは以下のとおりとする。
ただしターゲット・タイムどおりにならなくても、救済要求の根拠とはならない。

タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット	ターゲット・タイム
75分	25分	45分

マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合、レースは中止される。これは規則 32.1 を変更している。

- 15.2. 各クラスとも、規則 28 に基づき、かつ規則 29.1、規則 30.3、規則 30.4、に違反しないでスタートした最初の艇のフィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これは規則 35 及び規則付則 A4 と A5 を変更している。

16. 抗議と救済の要求

- 16.1. 抗議書は、津ヨットハーバー内のレガッタオフィスで入手できる。抗議及び救済または再審の要求は適切な制限時間内に各エリアのレガッタオフィスに提出しなければならない。
- 16.2. 抗議締切り時間はその日の最終レース終了後またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後の、どちらか遅い方から 60 分とする。この項は規則 61.3 を変更している。
- 16.3. 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に通告するために、抗議締切り時刻後 30 分以内に通告書を掲示する。審問は津ヨットハーバー3 階のプロテスト・ルームで行われ、抗議締切り時刻前に行われることもある。
- 16.4. レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議を規則 61.1(b)に基づき伝えるために公示する。
- 16.5. SI 1.3 に基づき標準ペナルティーを課せられた艇のリストおよび規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストを掲示する。
- 16.6. レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 30 分以内に提出されなければならない。これは規則 62.2 を変更している。

17. 得点

- 17.1. シリーズが成立するためには、各クラスとも 2 レースを完了することを必要とする。
- 17.2. 予選・決勝シリーズを実施しない場合
- (a) 完了したレースが 4 レース未満の場合、艇のシリーズの得点はレース得点の合計とする。
- (b) 完了したレースが 4 レース以上の場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。
- 17.3. 予選・決勝シリーズを実施する場合
- (a) 付則 A4.2 の「シリーズに参加した艇の数」は、「該当シリーズの一番大きいフリートの参加艇数」と変更される。
- (b) 決勝シリーズのそれぞれのフリートは、分けて得点をつける。決勝シリーズのそれぞれのフリートのレース数は同じでなくて良い。ゴールド・フリートの艇の成績は常にシルバー・フリートを上回る。
- (c) 完了したレースが 4 レース未満の場合、艇のシリーズの得点はレース得点の合計とする。
- (d) 完了したレースが 4 レース以上の場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。ただし、決勝シリーズの得点は除外できない。予選シリーズで除外された得点は、決勝シリーズの得点により変動することがあるが、これは予選シリーズの最終得点を変えるものではない。

18. [DP] [NP] 安全規定

- 18.1. レース委員会は、下記の安全規定の違反に対し、艇を抗議することが出来る。
- 18.2. レースに参加 (出艇) しない艇は、所定の DNC・リタイア申告書に参加しないレースナンバーを記入しレガッタオフィスに提出しなければならない。
- 18.3. [SP] 申告
- 18.3.1. 出艇申告は艇長の署名をもって行う。出艇しようとする艇長は、所定の用紙に署名し、レース委員会が指定する場所に署名用紙を提出した後に、出艇しなければならない。署名用紙の提出場所は、最初のクラスのレース予告信号予定時刻の少なくとも 60 分前から D 旗掲揚後 20 分の間、津ヨットハーバーに用意される。
- 18.3.2. 帰着申告は艇長の署名をもって行う。帰着した艇長は、速やかに所定の用紙に署名し、レース委員会が指定する場所に署名用紙を提出しなければならない。
帰着申告の締切時間は、レース終了後(引き続きレースが行われる場合は、その日のレース終了後)またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後の、どちらか遅い方から 60 分以内とする。ただし、レース委員会の裁量により、この時間は延長されることがある。
- 18.4. 海上でリタイアした艇は、実行可能であればレース・エリアを離れる前にレース委員会艇にその旨を伝

えること。また、帰着後、出来るだけ早くレース委員会に伝えなければならない。

- 18.5. [SP] SI 18.4 のリタイア艇は抗議締め切り時間内に所定のDNC・リタイア申告書にリタイアしたレースナンバーを記入しレガッタオフィスに提出しなければならない。
- 18.6. [DP]各艇の乗員は、離岸から着岸まで、衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、競技者は個人用浮揚用具を着用していなければならない。これは規則 40 を変更している。ウエット・スーツとドライ・スーツは個人用浮揚用具ではない。
- 18.7. 救助を求める必要がある場合には、“手のひらを広げて”振り、その意志を表わすこと。救助の必要がない場合には“こぶしを握って”振ること。
- 18.8. 必要とみなされた場合、競技者は自艇を放棄してレスキュー・ボートに乗艇するよう運営艇に命じられることがある。強制救助に対しては、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。
- 18.9. [DP]艇は水上にいる間は、直径 6mm、長さ 5m 以上のパウ・ラインをパウ・アイにつけておかなければならない。
- 18.10. [DP]マスト・トップに着脱可能な浮力体を取り付けてもよい。形状は球形に限り、1 か所のロープで取り付けなければならない。ただし、コンディションにより、付けたり外したりしてもよい。
- 18.11. 艇体放棄をする際には、競技者の安全が確保されていることを示すために、ハザード・テープをパウ・アイに結んでおく。

19. [DP] [NP]乗員の交代と装備の交換

- 19.1. 競技者の交代は、許可されない。
- 19.2. 選手は大会において 1 つのハル、セール、バテンセット、マスト、ブーム、センターボード、ラダーを使用しなくてはならない。
- 19.3. 艇または装備が損傷した場合、レース委員長の書面での許可を受けた場合にのみ交換することができる。その日の最初のレースのスタート前 90 分以降からその日の最後のレースのスタート前までに破損が発生した場合、テクニカル委員会に口頭で臨時許可を得た後、その日の抗議締め切り時刻以前に書面で許可申し込みを行わなければならない。

20. 艇、装備および衣類の検査

- 20.1. 艇装備の検査を津ヨットハーバーにて受けなければならない。
- 20.2. 計測内容は持ち込み計測とし、下記艦装品に対し計測を行う
 - a. セール（セール番号確認、番号の間隔等）
 - b. バテンセット（大会使用の 3 本）
 - c. マスト抜けどめ
 - d. パウライン（6mm×5m 以上）
- 20.3. 艇、装備および衣類は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

21. 運営艇の識別

運営艇の標識は次の通りとする。

Boat	Flag description
レース委員会艇	白色旗
プロテスト委員会艇	黄色旗
テクニカル委員会艇	白色旗（T 表記）

22. [DP]支援艇

- 22.1. チーム・リーダー、コーチその他の支援者は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。ただし、レスキュー等緊急の場合を除く。
- 22.2. 支援艇は水上にある場合、大会受付時に交付される「ピンク色旗」を掲揚しなければならない。
- 22.3. レース委員会は、レース委員会艇に「赤十字旗」を掲揚したうえで、支援艇に対して無線または口頭でレース・エリアに入った救助活動の協力を要請する場合がある。この場合、SI 22.1 は適用されない。支援艇は、大会主催者から貸与される無線機を携帯して出航し、やむを得ない場合を除き、常に指定されたチャンネルを受信していなければならない。
- 22.4. 支援艇は、SI 18.11 において使用するハザード・テープを 3 つ以上搭載しなければならない。ハザード・テープは津ヨットハーバー 3 階のレガッタ・オフィスにて入手できる。
- 22.5. 支援艇の乗員は、離岸から着岸まで、衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、

個人用浮揚用具を着用していなければならない。ウェット・スーツとドライ・スーツは個人用浮揚用具ではない。

- 22.6. 支援艇のドライバーは、艇外に投げ出されたりその他の理由で支援艇がコントロール不能とならないために、支援艇のエンジンが動作している時は常にキル・コードを装着していなければならない。
- 22.7. レース委員会から許可を得た場合を除き、レースエリア及び大会会場においてドローン等の飛行を禁止する。

23. [DP][NP]ごみの処分等

ごみを故意に投棄してはならない。

ごみは支援艇または大会運営艇に渡してもよい。また、競技者は、飲料水、食料、衣類等の荷物を一時的にレース委員会艇に預けてもよい。ただし、競技者は、レース中にレース委員会艇との荷物の受け渡しを行ってはならない。

24. [DP]無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。ただし、レース委員会が用意するトラッキングシステムは含まない。

25. 賞

日本レーザークラス協会の当該年度メンバーに対して、Laser All Japan Championships の順位が与えられ、国際レーザークラス協会の附則に基づき、レーザーキューブが授与される。

26. クオリファイ

「2021 年レーザー・スタンダード/ラジアルクラス 世界選手権代表選手選考方針」及び「2021 年レーザー・ラジアルユース/4.7 ユース世界選手権等代表選手選考方針」を参照のこと。

27. 肖像権

競技者は、本レガッタに参加することにより、レガッタ期間中の競技者または競技者の装備に関する動画、写真等の映像について、その競技者に予告なく主催団体の判断で使用する権利を主催団体に与えるものとする。

28. 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。規則 4 『レースをすることの決定』参照。主催団体及びこれに関わる全ての団体、役員その他全ての関係者は、競技者がレガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後において受けた物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対して責任を否認する。

29. [DP][NP]保険

競技者は、有効な傷害保険及び第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

30. [DP][NP] 新型コロナウイルス感染拡大防止

競技者及び支援者等は、本大会に適用される「新型コロナウイルス感染拡大防止対策」を遵守しなければならない。

31. ドーピング・コントロール

- 31.1. 本大会は、日本ドーピング防止規定に基づくドーピング検査対象大会である。
- 31.2. 本大会参加者は、エントリーした時点で日本ドーピング防止規定にしたがい、ドーピング検査を受けることに同意したものとみなす。
- 31.3. [DP] [NP]検査対象となった者は、JADA 検査員他関係者の指示に従わなければならない。
- 31.4. [DP] [NP]未成年かつ承諾書を JSAF へ未提出の選手は、下記リンクよりアンチ・ドーピング「未成年競技者親権者承諾書」を記入の上、受付時に提出すること。
参照リンク：<http://jsaf-osc.jp/form/index.php>

32. S I 等に関する質問

- 32.1. S I 等に関する質問は、11 月 13 日（金）まで電子メールで受け付ける。また、大会期間中に「レガッタオフィス」に文書で質問書を提出することができる。質問に対する回答は公式掲示板に掲示される。
電子メールでの質問書送付先：ilcajpn@cityfujisawa.ne.jp

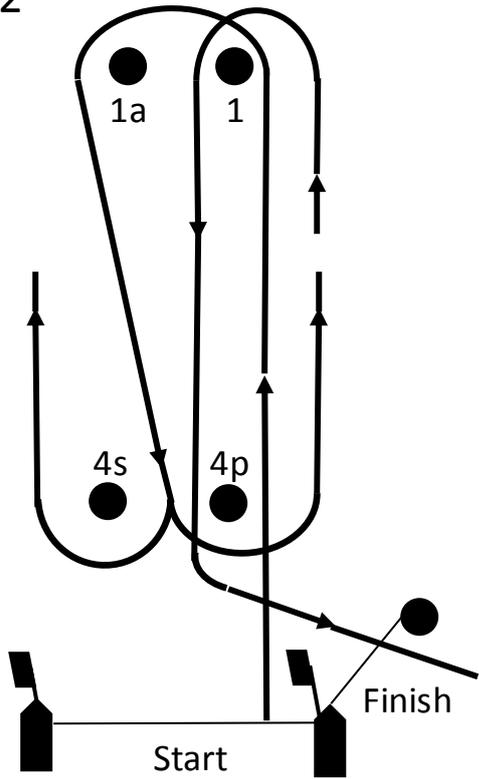
一般社団法人 日本レーザークラス協会

添付図 1 レース・エリア



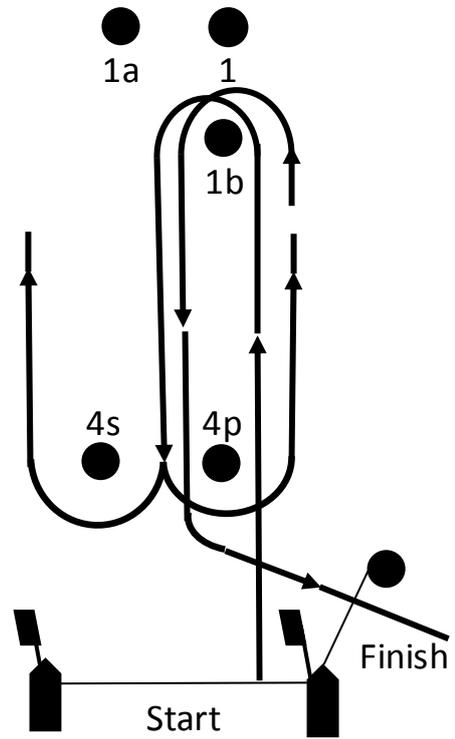
添付図 2 コース図

LAR2



Start-1-1a-4s/4p-1-4p-Finish

LR2



Start-1b-4s/4p-1b-4p-Finish